

附則別紙 1

第 1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第 56 条（基本使用料等の支払義務）及び料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用	
(1) 削除	削除
(2) 基本使用料等の支払義務	第 56 条（基本使用料等の支払義務）第 1 項の規定について、同項第 2 号のイを下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。
	読み替える規定
	ア 次表に定める料金種別の基本使用料
	基本使用料の料金種別
	第 1 種 L T E デュアルに係るもの
	第 2 種 L T E デュアルに係るもの
	第 1 種 L T E シングルに係るもの
	第 3 種 L T E シングルに係るもの
	起算開始日
	起算終了日
	その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日
	契約の解除があった日を含む料金月の末日
(3) L T E サービスの基本使用料の料金種別の選択等	料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(4)の規定について、サの柱書及び(ア)並びにス（柱書を除きます。）をそれぞれ下欄のアの柱書及び(ア)並びにイに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。
	読み替える規定
	ア 基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 (ア) L T E デュアルに係るもの
	区分
	変更後の基本使用料の適用
	① ②以外の場合
	その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、その請求が、端末設備の変更に係る請求と同時に行使されたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金

			種別による基本使用料を適用します。										
		②	LTEプラン、オフィスケータプラン及びカケホ（CP）の間の変更、LTEプラン（V）及びオフィスケータプラン（V）の間の変更並びにカケホ（ケータイ/V）からオフィスケータプラン（VK）への変更（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ（ケータイ/V - ii）の適用の開始又は廃止を伴わないものに限ります。）の場合	その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、LTE契約者から要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。									
		イ											
		(ア) 第1種LTEデュアルに係るもの											
		<table><tr><td>区分</td><td>基本使用料の料金種別</td></tr><tr><td rowspan="2">カテゴリーⅠ</td><td>カケホ（CP）</td></tr><tr><td>シニアプラン</td></tr></table>		区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅠ	カケホ（CP）	シニアプラン					
		区分	基本使用料の料金種別										
		カテゴリーⅠ	カケホ（CP）										
			シニアプラン										
		(イ) 第2種LTEデュアルに係るもの											
		<table><tr><td>区分</td><td>基本使用料の料金種別</td></tr><tr><td>カテゴリーⅠ</td><td>シニアプラン（V）</td></tr></table>		区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅠ	シニアプラン（V）						
区分	基本使用料の料金種別												
カテゴリーⅠ	シニアプラン（V）												
(ウ) 第1種LTEシングルに係るもの													
<table><tr><td>区分</td><td>基本使用料の料金種別</td></tr><tr><td rowspan="2">カテゴリーⅠ</td><td>LTEダブル定額 for Tab</td></tr><tr><td>LTEフラット for Tab ds</td></tr></table>		区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅠ	LTEダブル定額 for Tab	LTEフラット for Tab ds							
区分	基本使用料の料金種別												
カテゴリーⅠ	LTEダブル定額 for Tab												
	LTEフラット for Tab ds												
(エ) 第3種LTEシングルに係るもの													
<table><tr><td>区分</td><td>基本使用料の料金種別</td></tr><tr><td>カテゴリーⅠ</td><td>LTEフラット for Tab ds（L）</td></tr></table>		区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅠ	LTEフラット for Tab ds（L）								
区分	基本使用料の料金種別												
カテゴリーⅠ	LTEフラット for Tab ds（L）												
(4) 第2種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い（2年契約、2年契約（自動更新なし））	読み替える規定	料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(5)の規定について、ア及びエの表をそれぞれ下欄のア及びイに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。											
		ア 第2種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-1の(2)に規定する料金額を適用します。											
		イ											
		<table><tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="2">基本使用料の料金種別</td></tr><tr><td rowspan="2">LTE契約に係るもの</td><td rowspan="2">第1種LTEデュアル</td><td>カテゴリーⅠ</td><td>カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、カケホ（CP）</td></tr><tr><td>カテゴリーⅡ</td><td>シンプル、カケホ、スーパーカケホ</td></tr></table>	区分		基本使用料の料金種別		LTE契約に係るもの	第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、カケホ（CP）	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ	
区分		基本使用料の料金種別											
LTE契約に係るもの	第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ、スーパーカケホ、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、カケホ（CP）										
		カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ										

			第 2 種 L T E デュアル	カテゴ リーⅠ	カケホ（V）、スーパーカケホ（V）、スーパーカケホ（V・a）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）															
				カテゴ リーⅡ	シンプル（V）、カケホ（V）、スーパーカケホ（V）															
（５） 障がい者等に係る基本使用料の適用（スマイルハート割引）	料金表第 1 表第 1（基本使用料等） 1（適用）（6）の規定について、アの柱書及び（イ）をそれぞれ下欄のアの柱書及び（イ）に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。	読み替える規定	ア 障がい者等に係る基本使用料の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、その契約者が料金表第 1 表第 1（基本使用料等） 1（適用）（6）のアの（ア）の適用条件のいずれかに該当する者（以下「障がい者等」といいます。）である場合に、その契約者回線に係る基本使用料について、2－1－1の（1）に規定する料金額に代えて、次表に規定する料金額を適用することをいいます。 （イ） 料金額 1 契約ごとに月額 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">基本使用料の料金種別</th><th>料金額</th></tr><tr><th>税抜額(税込額)</th></tr><tr><td rowspan="2">第 1 種 L T E デュアル</td><td rowspan="2">カテゴ リーⅠ</td><td>カケホ（C P）</td><td>2,500 円(2,750 円)</td></tr><tr><td>シニアプラン</td><td>4,180 円(4,598 円)</td></tr><tr><td>第 2 種 L T E デュアル</td><td>カテゴ リーⅠ</td><td>シニアプラン（V）</td><td>4,180 円(4,598 円)</td></tr></table>			区分		基本使用料の料金種別	料金額	税抜額(税込額)	第 1 種 L T E デュアル	カテゴ リーⅠ	カケホ（C P）	2,500 円(2,750 円)	シニアプラン	4,180 円(4,598 円)	第 2 種 L T E デュアル	カテゴ リーⅠ	シニアプラン（V）	4,180 円(4,598 円)
区分		基本使用料の料金種別	料金額																	
			税抜額(税込額)																	
第 1 種 L T E デュアル	カテゴ リーⅠ	カケホ（C P）	2,500 円(2,750 円)																	
		シニアプラン	4,180 円(4,598 円)																	
第 2 種 L T E デュアル	カテゴ リーⅠ	シニアプラン（V）	4,180 円(4,598 円)																	
（６） 削除	削除																			
（７） 契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰの適用（グループディスカウト）	料金表第 1 表第 1（基本使用料等） 1（適用）（8）の規定について、アの柱書及び（ウ）並びにイの柱書及び（イ）をそれぞれ下欄のアの柱書及び（ウ）並びにイの柱書及び（イ）に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。	読み替える規定	ア 契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰ（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（（ア）に定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。）を構成する契約者回線（基本使用料の料金種別が（ウ）に定めるもの又は料金表第 1 表第 1（基本使用料等） 1（適用）（7）の適用を受けているものを除きます。）に関する基本使用料について、（イ）に規定する額の割引を行うことをいいます。 （ウ） 基本使用料の料金種別 <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>名称に「標準プラン」又は「基本プラン」を含むもの、シンプル N、カケホ N、スーパーカケホ N、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、V K プラン S（N）、V K プラン M（N）、V K プラン E（N）、カケホ、スーパーカケホ、シンプル、カケホ（C P）、カケホ（V）、スーパーカケホ</td></tr></table>			基本使用料の料金種別	名称に「標準プラン」又は「基本プラン」を含むもの、シンプル N、カケホ N、スーパーカケホ N、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、V K プラン S（N）、V K プラン M（N）、V K プラン E（N）、カケホ、スーパーカケホ、シンプル、カケホ（C P）、カケホ（V）、スーパーカケホ													
基本使用料の料金種別																				
名称に「標準プラン」又は「基本プラン」を含むもの、シンプル N、カケホ N、スーパーカケホ N、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、V K プラン S（N）、V K プラン M（N）、V K プラン E（N）、カケホ、スーパーカケホ、シンプル、カケホ（C P）、カケホ（V）、スーパーカケホ																				

		(V)、スーパーカケホ(V・a)、シンプル(V)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、ウォッチナンバープラン、au Starlink Direct専用プラン						
		イ 本割引は、LTEデュアル(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。 (イ) 基本使用料の料金種別がジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、シニアプラン、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの						
(8) 契約者を単位とする金額指定割引の適用(まるごとビジネス割引)	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(10)の規定について、アの(エ)並びにイの柱書及び(イ)をそれぞれ下欄のア並びにイの柱書及び(イ)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。							
	読み替える規定	ア 割引率 <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>割引率</th></tr><tr><td>カテゴリーIのカケホ、カケホ(V)</td><td>34.09%</td></tr><tr><td>カケホ(CP)</td><td>35.7%</td></tr></table> イ 本割引は、LTEデュアル(第3種LTEデュアル及び衛星直接通信用を除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。 (イ) 基本使用料の料金種別がタブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン50 4G、タブレットプランライト 4G、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、シニアプラン(V)、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの	基本使用料の料金種別	割引率	カテゴリーIのカケホ、カケホ(V)	34.09%	カケホ(CP)	35.7%
基本使用料の料金種別	割引率							
カテゴリーIのカケホ、カケホ(V)	34.09%							
カケホ(CP)	35.7%							
(9) LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能に係るオプション機能使用料の適用	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(19)の規定について、同規定をアとし、その次に下欄の規定を加えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。							
	加える規定	イ LTEシングルの契約者回線(料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(24)又は(29)の適用を受けるものであって、基本使用料の料金種別がLTEダブル定額 for Tabのものに限ります。)の契約者は、その契約者回線に係るデータ通信(海外LTE NET利用及び海外LTE NET for DATA利用に係るもの並びにKDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。)に係る累計課金対象データ量が512,000バイト(500キロバイトといいます。)未満の場合、その料金月のLTE NET機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。						

(10) テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の適用	料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(20)の規定について、イを下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。								
	読み替える規定 ア LTE契約者は、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合（特定データ通信定額制Ⅱ（データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。）又は特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）（データ定額 20（Ⅴ）又はデータ定額 30（Ⅴ）に限ります。）の適用を受けている場合を除きます。）、その料金月のテザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>第1種LTEデュアルに係るもの</td><td>カテゴリーⅠ</td><td>シニアプラン</td></tr><tr><td>第2種LTEデュアルに係るもの</td><td>カテゴリーⅠ</td><td>シニアプラン（Ⅴ）</td></tr></table>	区分		基本使用料の料金種別	第1種LTEデュアルに係るもの	カテゴリーⅠ	シニアプラン	第2種LTEデュアルに係るもの	カテゴリーⅠ
区分		基本使用料の料金種別							
第1種LTEデュアルに係るもの	カテゴリーⅠ	シニアプラン							
第2種LTEデュアルに係るもの	カテゴリーⅠ	シニアプラン（Ⅴ）							
(11) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（auスマートバリュー）	料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)の規定について、ア、エの柱書及び(イ)、サの柱書、(ア)及び(イ)並びにナをそれぞれ下欄のア、イの柱書及び(イ)、ウの柱書、(ア)及び(イ)並びにエに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。								
	読み替える規定 ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、割引選択回線群（割引対象回線（料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)のイに定めるものをいいます。以下この欄及び同(24)から(26)の3において同じとします。）及び1又は2の判定用回線（同(24)のウに定めるものをいいます。以下この欄及び同(24)から(26)の3において同じとします。）により構成される回線群をいいます。以下この欄及び同(24)から(26)の3において同じとします。）を構成する契約者回線（本割引を選択するものに限ります。）について、その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別に応じて、次のいずれかの取扱いを行うことをいいます。 (ア) (イ)以外の場合 その契約者回線に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるau（LTE）通信サービスの料金（基本使用料（LTEプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランⅤK（ケータイ）、カケホ（CP）、LTEプラン（Ⅴ）、オフィスケータイプラン（Ⅴ）又はオフィスケータイプラン（ⅤK）のものを除きます。）、オプション機能使用料（海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ送受信機能(ⅤEB)に係るものを除きます。）、通話料（au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）及びデータ通信料（料金表第3（データ通信料）1（適用）(6)の3に定める購入データ量に係るものを除きます。）に限ります。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。								

す。以下この欄において同じとします。)について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行うこと。

① ②以外の場合

1 契約ごとに月額

区分	割引額
	税抜額(税込額)
1 本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月が経過するまでの各料金月	1,410 円(1,551 円)
2 本割引の適用を開始した料金月から起算して 24 料金月超の各料金月	934 円(1,027.4 円)

② その料金月の末日における基本使用料の料金種別がシニアプラン又は若しくはシニアプラン（V）である場合

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 934 円(税込額 1,027.4 円)

(イ) その料金月の末日における基本使用料の料金種別がLTEダブル定額 for Tab である場合

その契約者回線に係る基本使用料（LTEダブル定額 for Tab のものに限ります。）について、次表に定める額（基本使用料の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料の額とします。）の割引を行うこと。

1 契約ごとに月額

割引額
税抜額 1,000 円(税込額 1,100 円)

イ 本割引は、LTEサービスの契約者回線であって、次のいずれかに該当するものに限り、選択することができます。

(イ) 次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの

区分	基本使用料の料金種別
LTEデュアルに係るもの	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、カケホ（ケータイ/V）、スーパーカケホ（ケータイ/V）、VKプランM、VKプランS、VKプラン
LTEシングルに係るもの	タブレットプラン 20、LTEフラット for Tab、LTEダブル定額 for Tab、LTEフラット for DATA（m）、LTEフラット for Tab（L）、LTEフラット for DATA（m/L）

ウ アの規定に関わらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。

(ア) その契約者回線（LTEデュアルに係るものに限ります。）について、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シ

		ニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）若しくはシニアプラン（V）でないとき。 （イ） その契約者回線（LTEシングルに係るものに限り。）について、基本使用料の料金種別がイの（イ）の表に定めるものでないとき。 エ 契約者は、タの（イ）の③の規定により本割引の廃止があったときは、本割引の適用により当社が割り引いた額（（9）の規定により支払いを免除したLTE NET機能に係るオプション機能使用料（本割引の適用を受けることを条件に免除したものに限り。）、及びコのただし書きに該当する場合は、OCTスマートバリューの適用により当社が割り引いた額を含みます。）を支払っていただきます。 ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。	
(12) 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用（auスマートバリューmine）	料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(27)の規定について、ア、ウ並びにケの柱書及び（ア）の柱書、①及び②をそれぞれ下欄のア、イ並びにウの柱書及び（ア）の柱書、①及び②に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。		
	読み替える規定	ア 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、LTEデュアルの契約者回線の契約者が、判定用回線（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）について判定用サービス（当社が別に定める電気通信サービスをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けている場合に、そのLTEデュアルの契約者回線に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされるau（LTE）通信サービスの料金（基本使用料（LTEプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、カケホ（CP）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）のものを除きます。）、オプション機能使用料（海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ送受信機能（WEB）に係るものを除きます。）、通話料（au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）及びデータ通信料（料金表第3（データ通信料）1（適用）第3（データ通信料）1（適用）（6）の3に定める購入データ量に係るものを除きます。））に限り。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金及びauスマートサポート接続サービス利用料に限り。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。）について、次表に定める額（基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）の割引を行うことをいいます。 ア）（イ）以外の場合 1 契約ごとに月額 <table><tr><td>割引額</td></tr><tr><td>税抜額 934 円(税込額 1,027.4 円)</td></tr></table> （イ） その料金月の末日における基本使用料の料金種別がシニアプ	割引額
割引額			
税抜額 934 円(税込額 1,027.4 円)			

		ラン又はシニアプラン（V）である場合		
		1 契約ごとに月額		
		<table><tr><td>割引額</td></tr><tr><td>税抜額 743 円(税込額 817.3 円)</td></tr></table>	割引額	税抜額 743 円(税込額 817.3 円)
割引額				
税抜額 743 円(税込額 817.3 円)				
		イ 本割引は、LTEサービスの契約者回線であって、特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴを除きます。以下この欄において同じとします。）の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）若しくはシニアプラン（V）のものに限り、選択することができます。 ウ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、割引対象回線又は判定用回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 （ア） 割引対象回線について、次のいずれかに該当することとなったとき。 ① 特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止（他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの又は基本使用料の料金種別としてジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）若しくはシニアプラン（V）を選択することによるものを除きます。）があったとき。 ② ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）若しくはシニアプラン（V）以外への料金種別の変更又は選択があったとき（その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みがあったときを除きます。）。		
(13) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用（スマートフォン for Business）	読み替える規定	料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(28)の規定について、アの(エ)の①を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。 ア 基本使用料（料金種別がLTEプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、カケホ（CP）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）のものを除きます。）		
(14) 特定のLTEシングルの		料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(29)の規定について、アの(イ)の表及びイの表の区分1をそれぞれ下欄のア及びイに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。		

契約者回線に係るLTEデュアル等との回線群の構成等（スマホセット割）	読み替える規定	ア	
		1 契約ごとに月額	
		基本使用料の料金種別	割引額 税抜額(税込額)
		LTEダブル定額 for Tab	1,000 円(1,100 円)
		LTEフラット for Tab ds	2,850 円(3,135 円)
(15) 特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成	読み替える規定	イ	
		区分	電気通信回線
		区分 1	この約款又はLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）若しくはシニアプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限りします。）
		料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(30)の規定について、ウを下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。	
		ア 本取扱いに係る判定用回線とは、以下の各号に定める電気通信回線をいいます。	
		区分	電気通信回線
		区分 1	この約款又はKDDI株式会社のLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン（V）若しくはシニアプラン（V）のもの又は特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）を除きます。）の適用を受けているものに限りします。）
		区分 2	当社又はKDDI株式会社の5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線（第3種5Gデュアル又は基本使用料の料金種別がウォッチナンバープランのものを除きます。）

2 料金額

2-1-1 LTEデュアルに係るもの

(1) 一般LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額(税込額)
第1種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ (CP)	4,200 円(4,620 円)
		シニアプラン	5,180 円(5,698 円)
第2種LTEデュアル	カテゴリーI	シニアプラン (V)	5,180 円(5,698 円)

(2) 第2種定期LTE契約に係るもの

ア タイプIに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額(税込額)
第1種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ (CP)	2,700 円(2,970 円)
		シニアプラン	4,180 円(4,598 円)
第2種LTEデュアル	カテゴリーI	シニアプラン (V)	4,180 円(4,598 円)

イ タイプIIに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額(税込額)
第1種LTEデュアル	カテゴリーI	カケホ (CP)	3,000 円(3,300 円)

2-1-2 LTEシングルに係るもの

(1) (2)以外のもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額(税込額)
第1種LTEシングル	カテゴリーI	LTEダブル定額 for Tabs	2,500 円(2,750 円)
		LTEフラット for Tabs	6,700 円(7,370 円)
第3種LTEシングル	カテゴリーI	LTEフラット for Tabs (L)	6,700 円(7,370 円)

(2) 第2種定期LTE契約に係るもの

ア タイプIに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
			税抜額(税込額)
第1種LTEシングル	カテゴリーI	LTEダブル定額 for Tabs	1,500 円(1,650 円)
		LTEフラット for Tabs	5,700 円(6,270 円)
第3種LTEシングル	カテゴリーI	LTEフラット for Tabs (L)	5,700 円(6,270 円)

第2 通話料

1 適用

通話料の適用については、第57条（通話料及びデータ通信料の支払義務）及び第94条（電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等）並びに料金表第1表第2（通話料）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用						
(1) SMS機能を利用した通信に係る通話料の適用	料金表第1表第2（通話料）1（適用）(6)の規定について、ア並びにイの柱書及び(ウ)をそれぞれ下欄のア並びにイの柱書及び(ウ)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。					
	読み替える規定	ア SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして2-1-1-3又は料金表第1表第2（通話料）2（料金額）2-2-1に規定する料金額を適用します。 イ アの規定に関わらず、次のいずれかのSMS送信については、2-1-1-3に規定する料金額の支払いを要しません。 (ウ) 次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から当社又はKDDI株式会社が提供する携帯電話サービス（副回線通信サービスを除きます。）若しくはSORACOM Air forセルラー通信サービスの電気通信回線へのSMS送信				
		<table><tr><th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td colspan="2">mamorinoWatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、VKプラン、オフィスケータイプラン（VK）、mamorinoWatchプラン</td></tr></table>	基本使用料の料金種別		mamorinoWatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、VKプラン、オフィスケータイプラン（VK）、mamorinoWatchプラン	
基本使用料の料金種別						
mamorinoWatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK（ケータイ）、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、VKプラン、オフィスケータイプラン（VK）、mamorinoWatchプラン						
(2) LTEプラン等の契約者回線に係る通話料の適用	料金表第1表第2（通話料）1（適用）(10)の規定について、同項の表を下欄の表に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。					
	読み替える規定	<table><tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない時間帯</th></tr><tr><td>mamorinoWatchプランN、LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、VKプラン又はmamorinoWatchプラン</td><td>午前1時から午後9時までの間</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない時間帯	mamorinoWatchプランN、LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、VKプラン又はmamorinoWatchプラン	午前1時から午後9時までの間
		基本使用料の料金種別	支払いを要しない時間帯			
mamorinoWatchプランN、LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、VKプラン又はmamorinoWatchプラン	午前1時から午後9時までの間					
(3) カケホ等の契約者回線に係る通話料の適用	料金表第1表第2（通話料）1（適用）(10)の2の規定について、アを下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。					
	読み替える規定	ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、2（料金額）の規定に関わらず、その契約者				

	替える規定	回線からの通話（料金表第1表第2（通話料）1（適用）(17)の適用を受けた通話（同欄のアの(イ)に定めるものに限り。）、同(21)の適用を受けた通話（同欄のアの表の(ウ)及び(エ)に定めるものに限り。）、同(27)若しくは(28)のアの(ア)の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、ワイドスターサービス（ワイドスターⅢ及びワイドスターⅡ（それぞれ株式会社NTTドコモがワイドスターⅢ、ワイドスターⅡの名称で提供する衛星電話サービスをいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このア及び料金表第1表第2（通話料）1（適用）(10)の3のアにおいて「定額対象通話」といいます。）に関する料金（KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下このアにおいて同じとします。）の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。 <table><tr><td>基本使用料の料金種別</td><td>支払いを要しない料金</td></tr><tr><td>カケホ（CP）</td><td>その契約者回線からの定額対象通話に関する料金</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない料金	カケホ（CP）	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金
基本使用料の料金種別	支払いを要しない料金					
カケホ（CP）	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金					
(4) 削除	削除					
(5) 特定電話番号への通話料の月極割引の適用（指定割）	読み替える規定	料金表第1表第2（通話料）1（適用）(19)の規定について、キの柱書及び(カ)をそれぞれ下欄のアの柱書及び(カ)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。 ア 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 (カ) 次表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。 <table><tr><td>基本使用料の料金種別</td></tr><tr><td>VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）、mamorinoWatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorino Watchプラン、シニアプラン、シニアプラン（V）</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）、mamorinoWatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorino Watchプラン、シニアプラン、シニアプラン（V）		
基本使用料の料金種別						
VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）、mamorinoWatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、mamorino Watchプラン、シニアプラン、シニアプラン（V）						
(6) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用（指定通話定額）	読み替える規定	料金表第1表第2（通話料）1（適用）(20)の規定について、キの柱書及び(カ)をそれぞれ下欄のアの柱書及び(カ)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。 ア 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 (カ) 次表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。 <table><tr><td>基本使用料の料金種別</td></tr></table>	基本使用料の料金種別			
基本使用料の料金種別						

	定	VKプランS (N)、VKプランM (N)、VKプランE (N)、mamorinoWatchプランN、LTEプラン、LTEプランS、ジュニアスマートフォンプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン (V)、ジュニアスマートフォンプラン (V)、mamorino Watchプラン、シニアプラン、シニアプラン (V)		
(7) 契約者を単位とする通話料の月極割引の適用 (コールワイド)	料金表第1表第2 (通話料) 1 (適用) (23)の規定について、イの柱書及び(イ)をそれぞれ下欄のアの柱書及び(イ)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
	読み替える規定	ア 本割引は、LTEデュアルの契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。 (イ) 基本使用料の料金種別がジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン (V)、シニアプラン (V)、mamorino Watchプラン又はジュニアケータイプランのもの		
(8) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用 (ビジネス通話定額)	料金表第1表第2 (通話料) 1 (適用) (27)の規定について、アの(ア)並びにイの柱書及び(ア)をそれぞれ下欄のア並びにイの柱書及び(ア)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
	読み替える規定	ア 定額料及び割引額		
		1 契約ごとに月額		
		<table><tr><th>定額料</th><th>割引額</th></tr><tr><td>税抜額 300 円 (税込額 330 円)</td><td>定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金 (別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分 (カケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、カケホ (CP)、カケホ (V) 若しくはカケホ (ケータイ/V) 又は名称に「標準プラン」若しくは「基本プラン」を含むもの、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン (それぞれ国内通話定額のうち通話定額又は通話定額2の適用を受けるものに限ります。))に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含みます。)に係るものに限ります。以下この(27)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額</td></tr></table>	定額料	割引額
定額料	割引額			
税抜額 300 円 (税込額 330 円)	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金 (別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分 (カケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、カケホ (CP)、カケホ (V) 若しくはカケホ (ケータイ/V) 又は名称に「標準プラン」若しくは「基本プラン」を含むもの、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン (それぞれ国内通話定額のうち通話定額又は通話定額2の適用を受けるものに限ります。))に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含みます。)に係るものに限ります。以下この(27)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額			
備考	その料金月の末日 (その契約者回線に係るLTE契約の解除 (契約変更又は契約移行に係るものを除きます。))があったときは、その解除のあった日)における基本使用料の料金種別がカケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK (ケータイ)、カケホ (CP)、カケホ (V)、オフィスケータイプラン (V)、カケホ (ケータイ/V) 若しくはオフィスケータイプラン (VK) 又は			

		名称に「標準プラン」若しくは「基本プラン」を含むもの、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン（それぞれ国内通話定額のうち通話定額又は通話定額2の適用を受けるものに限ります。）である場合の定額料の額は、0円とし、VKプランS（N）、VKプランM（N）、VKプランE（N）、ウォッチナンバープラン、LTEプランS、VKプランM若しくはVKプランS又は名称に「標準プラン」若しくは「基本プラン」を含むもの、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン（それぞれ国内通話定額の適用を受けるものを除きます。）である場合の定額料の額は、税抜額 900 円(税込額 990 円)とします。 イ 本定額適用は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。 （ア） 基本使用料の料金種別がジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの			
(9) 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用（法人通話・パケット割）	料金表第1表第2（通話料）1（適用）(28)の規定について、アの（ア）の定額料及び割引額の表並びにイの柱書及び（ア）をそれぞれ下欄のアの表並びにイの柱書及び（ア）に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。				
	読み替える規定	1 契約ごとに月額 <table><tr><th>定額料</th><th>割引額</th></tr><tr><td>税抜額 900 円 (税込額 990 円)</td><td>定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金（別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分（カケホ、カケホ（CP）、カケホ（V）、カケホ（ケータイ／V）又は名称に「標準プラン」を含むもの（通話定額の適用を受けるものに限ります。）に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含みます。）に係るものに限ります。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額</td></tr></table> イ 本割引は、LTEデュアル（第3種LTEデュアルを除きます。）の契約者回線（第2種定期LTE契約に係るものに限ります。）であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。 （ア） 基本使用料の料金種別がウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、mamorinoWatchプラン又はジュニアケータイプランのもの	定額料	割引額	税抜額 900 円 (税込額 990 円)
定額料	割引額				
税抜額 900 円 (税込額 990 円)	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金（別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分（カケホ、カケホ（CP）、カケホ（V）、カケホ（ケータイ／V）又は名称に「標準プラン」を含むもの（通話定額の適用を受けるものに限ります。）に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含みます。）に係るものに限ります。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。）の月間累計額				

2 料金額

2-1 LTEサービスに係るもの

2-1-1 通常通話に係るもの

2-1-1-1 2-1-1-2から2-1-1-3以外のもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額20円(税込額22円)

(2) ワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30秒までごとに税抜額161円(税込額177.1円)

2-1-1-2 電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額
電話番号案内料	1の電話番号の案内ごとに税抜額200円(税込額220円)
通話料	2-1-1-1に規定する各料金種別の料金額と同額

2-1-1-3 SMS機能に係るもの

料金表第1表第2(通話料)2(料金額)2-1-1-3(SMS機能に係るもの)のとおりとします。

第3 データ通信料

1 適用

データ通信料の適用については、第57条（通話料及びデータ通信料の支払義務）料金表第1表第3（データ通信料）の規定によるほか、次のとおりとします。

データ通信料の適用				
(1) 特定のデータ通信への定額制の適用 (LTEフラット)	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の規定について、イを下欄のAに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
	読み替える規定	A 特定データ通信定額制は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの（以下この欄において「対象プラン」といいます。）に限り、選択することができます。		
		<table><tr><th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td colspan="2">LTEプラン、カケホ（CP）、オフィスケータイプラン</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	
基本使用料の料金種別				
LTEプラン、カケホ（CP）、オフィスケータイプラン				
(1)の2 LTEデュアルに係る特定サービスを条件とする割引の適用	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(3)の26の規定について、Aの(A)を下欄のAに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
	読み替える規定	A データ通信料に係る取扱い又は基本使用料の料金種別		
		<table><tr><td>データ通信料に係る取扱い</td><td>特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）及び特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）を除きます。）</td></tr><tr><td>基本使用料の料金種別</td><td>LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、カケホ（CP）、シニアプラン、シニアプラン（V）</td></tr></table>	データ通信料に係る取扱い	特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）及び特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）を除きます。）
データ通信料に係る取扱い	特定データ通信定額の取扱い（特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-i）及び特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ/V-ii）を除きます。）			
基本使用料の料金種別	LTEプラン、ジュニアスマートフォンプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン（V）、ジュニアスマートフォンプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、カケホ（CP）、シニアプラン、シニアプラン（V）			
(2) LTEデュアルの契約者回線に係るデータ通信料の定額適用	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(4)の規定について、Aの(A)を下欄のAに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
	読み替える規定	A 基本使用料の料金種別		
		<table><tr><th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td colspan="2">ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	
基本使用料の料金種別				
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン				
(3) LTEサービス又はLTEモジュール	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(5)の規定について、Aの(A)を下欄のAに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
	読	A 当社は、LTEサービス又はLTEモジュールの契約者回線との		

ールの契約者回線に係るデータ通信利用の制限	み替える規定	間のデータ通信（特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合は、当社所定のサービスの利用に係るものを除きます。特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けている場合は、テザリング機能を利用したものに限ります。ただし、その契約者回線について、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴに対応した端末設備（所定の技術的条件に合致するものに限ります。）と異なる端末設備その他の電気通信設備が接続された場合、この限りではありません。以下この欄、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（6）、（6）の2及び（6）の3において同じとします。）に係る累計課金対象データ量が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を最高 128kbps（特定データ通信定額制Ⅳ、スマホミニプラン＋ 4 G又はスマホミニプラン 4 Gの適用を受けている場合、最高 300kbps とします。）に制限する取扱い（以下「データ通信総量速度規制」といいます。）を行います ただし、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（6）に定めるデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合、（6）の2に定める総量速度規制データ量の繰越適用若しくは（6）の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を受けている場合又は基本使用料の料金種別がジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、mamorinoWatchプラン若しくはジュニアケータイプランの場合は、この限りではありません。 （ア）（イ）又は（ウ）以外のもの <table><tr><td>総量速度規制データ量</td></tr><tr><td>7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）</td></tr></table> （イ）基本使用料の料金種別がLTEフラットfor Tabs又はLTEフラットfor Tabs（L）のもの <table><tr><td>総量速度規制データ量</td></tr><tr><td>2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）</td></tr></table> （ウ）基本使用料の料金種別がシニアプラン又はシニアプラン（V）のもの <table><tr><td>総量速度規制データ量</td></tr><tr><td>751,619,277 バイト（0.7ギガバイト）</td></tr></table>	総量速度規制データ量	7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）	総量速度規制データ量	2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）	総量速度規制データ量	751,619,277 バイト（0.7ギガバイト）
総量速度規制データ量								
7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）								
総量速度規制データ量								
2,147,483,648 バイト（2ギガバイト）								
総量速度規制データ量								
751,619,277 バイト（0.7ギガバイト）								
（4）データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い（エクストラオプション）	読み替える規定	料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（6）の規定について、ウの柱書及び（イ）並びにカの柱書及び（カ）をそれぞれ下欄のアの柱書及び（イ）並びにイの柱書及び（カ）に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。 ア データ通信総量速度規制の廃止（以下この欄において「本取扱い」といいます。）は、それぞれ次のいずれかに該当するLTEサービスの契約者回線であって、料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）（6）の3の適用を受けていないものに限り、選択することができます。 （イ）基本使用料の料金種別がVKプランE（N）、LTEフラッ						

	定	ト f o r D A T A、L T Eダブル定額 f o r T a b又はW i M A X 2 +フラットプランのもの。 イ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。 (カ) ケータイプラン、ジュニアケータイプランME、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）、シニアプラン（V）、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン、タブレットシェアプラン 4 G、タブレットプラン34 G、タブレットプラン 50 4 G、タブレットプランライト 4 G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、タブレットプランds（L）若しくは無線LAN STICKプランdsへの基本使用料の変更又は選択があったとき。				
(5) 総量速度規制データ量の繰越適用（データくりこし）		料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(6)の2の規定について、イの(イ)及びオをそれぞれ下欄のア及びイに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。				
	読み替える規定	ア 第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル又はLTEシングルの契約者回線については、読み替え前の料金表第1表第3（データ通信料）1（適用）(6)の2のイの(イ)の表に定める種類の特定データ通信定額の取扱いの適用又は次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていること、又は第3種LTEデュアルの契約者回線であること。 <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>タブレットシェアプラン 4 G、タブレットプランライト 4 G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット f o r T A B、LTEフラット f o r D A T A（m）、タブレットプランds、LTEフラット f o r D A T A（m）ds、LTEフラット f o r T a b ds、LTEフラット f o r T a b（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラット f o r T a b ds（L）、LTEフラット f o r D A T A（m／L）、無線LAN STICKプランds</td></tr></table> イ その契約者回線について、別表1（オプション機能）に定めるテザリング利用機能の提供を受けている場合、アに定める前月からの繰越データ量に524,288,000バイト（500メガバイト）を合算します。 ただし、その料金月において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていない場合は、この限りではありません。 <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>LTEプラン、オフィスケータイプラン、カケホ（CP）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット f o r T a b、LTEフラット f o r D A T A（m）、タブレットプランds、LTEフラット f o r D A T A（m）ds、LTEダブル定額 f o r T a b、</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	タブレットシェアプラン 4 G、タブレットプランライト 4 G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット f o r T A B、LTEフラット f o r D A T A（m）、タブレットプランds、LTEフラット f o r D A T A（m）ds、LTEフラット f o r T a b ds、LTEフラット f o r T a b（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラット f o r T a b ds（L）、LTEフラット f o r D A T A（m／L）、無線LAN STICKプランds	基本使用料の料金種別	LTEプラン、オフィスケータイプラン、カケホ（CP）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット f o r T a b、LTEフラット f o r D A T A（m）、タブレットプランds、LTEフラット f o r D A T A（m）ds、LTEダブル定額 f o r T a b、
	基本使用料の料金種別					
タブレットシェアプラン 4 G、タブレットプランライト 4 G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット f o r T A B、LTEフラット f o r D A T A（m）、タブレットプランds、LTEフラット f o r D A T A（m）ds、LTEフラット f o r T a b ds、LTEフラット f o r T a b（L）、タブレットプランds（L）、LTEフラット f o r T a b ds（L）、LTEフラット f o r D A T A（m／L）、無線LAN STICKプランds						
基本使用料の料金種別						
LTEプラン、オフィスケータイプラン、カケホ（CP）、LTEプラン（V）、オフィスケータイプラン（V）、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット f o r T a b、LTEフラット f o r D A T A（m）、タブレットプランds、LTEフラット f o r D A T A（m）ds、LTEダブル定額 f o r T a b、						

		LTEフラットforTabds、LTEフラットforTab(L)、タブレットプランds(L)、LTEフラットforTabds(L)、LTEフラットforDATA(m/L)	
(6) データ通信利用の制限の一時解除に係る取扱い(データチャージオプション)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(6)の3の規定について、ウの(ア)を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。		
	読み替える規定	ア 特定データ通信定額の取扱いの適用又は次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、シニアプラン(V)、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン 3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA(m)、タブレットプランds、LTEフラットforDATA(m)ds、LTEフラットforTabds、LTEフラットforTab(L)、タブレットプランds(L)、LTEフラットforTabds(L)、LTEフラットforDATA(m/L)、無線LAN STICKプランds</td></tr></table>	基本使用料の料金種別
基本使用料の料金種別			
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ウォッチナンバープラン、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、シニアプラン(V)、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン 3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラットforTab、LTEフラットforDATA(m)、タブレットプランds、LTEフラットforDATA(m)ds、LTEフラットforTabds、LTEフラットforTab(L)、タブレットプランds(L)、LTEフラットforTabds(L)、LTEフラットforDATA(m/L)、無線LAN STICKプランds			
(7) LTEサービスの契約者回線に係るデータ通信料の適用	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(8)の規定について、下欄に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。		
	読み替える規定	LTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別がLTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別が次表に定めるものに限ります。)又はLTEシングルの契約者回線(基本使用料の料金種別がLTEダブル定額forTabのものを除きます。)の契約者は、2(料金額)の規定に関わらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金(KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。)の支払いを要しません。 <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ウォッチナンバープラン、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、シニアプラン(V)、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン</td></tr></table>	基本使用料の料金種別
基本使用料の料金種別			
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ウォッチナンバープラン、ジュニアケータイプランN、mamorinoWatchプランN、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン(V)、シニアプラン(V)、mamorinoWatchプラン、ジュニアケータイプラン			

(8) L T E シングル に係る基 本使用料 の料金種 別による データ通 信料の減 額適用	ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別を選択しているL T E契約者は、その契約者回線に係るデータ通信に関する料金（K D D I株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。 1 契約ごとに月額 <table border="1" data-bbox="422 403 1476 571"> <tr> <th data-bbox="422 403 949 443">基本使用料の料金種別</th><th data-bbox="949 403 1476 443">支払いを要しない額</th></tr> <tr> <td data-bbox="422 443 949 571">L T Eダブル定額 f o r T a b</td><td data-bbox="949 443 1476 571">0 円から税抜額 200 円(税込額 220)までの部分</td></tr> </table> イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。 ウ 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月におけるアに定める基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに定める支払いを要しない額を日割りします。 エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	L T Eダブル定額 f o r T a b	0 円から税抜額 200 円(税込額 220)までの部分	
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額					
L T Eダブル定額 f o r T a b	0 円から税抜額 200 円(税込額 220)までの部分					
(9) L T E ダブル定 額 f o r T a b の 契約者回 線に係る データ通 信料の適 用	L T Eシングルの契約者回線（基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるものに限ります。）に係るデータ通信に関する料金（K D D I株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。）の月間累計額（(8)の適用による場合は、適用した後の額とします。）が、同表の右欄に定める上限定額料（カの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。）を超える場合、2（料金額）の規定に関わらず、上限定額料を適用する取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）を行います。 1 契約ごとに月額 <table border="1" data-bbox="422 1317 1476 1451"> <tr> <th data-bbox="422 1317 949 1406" rowspan="2">基本使用料の料金種別</th><th data-bbox="949 1317 1476 1357">上限定額料</th></tr> <tr> <th data-bbox="949 1357 1476 1406">税抜額(税込額)</th></tr> <tr> <td data-bbox="422 1406 949 1451">L T Eダブル定額 f o r T a b</td><td data-bbox="949 1406 1476 1451">4, 743 円(5, 217. 3 円)</td></tr> </table> イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。 ウ 本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてL T Eダブル定額 f o r T a b の適用を開始した日からとします。 エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。 (ア) L T Eサービスの利用の一時休止があったとき。 (イ) L T E契約の解除があったとき。 (ウ) L T Eシングル以外へのL T Eサービスの種類の変更があったとき。 (エ) L T Eダブル定額 f o r T a b 以外への料金種別の変更又は選択があったとき。 オ エの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。	基本使用料の料金種別	上限定額料	税抜額(税込額)	L T Eダブル定額 f o r T a b	4, 743 円(5, 217. 3 円)
基本使用料の料金種別	上限定額料					
	税抜額(税込額)					
L T Eダブル定額 f o r T a b	4, 743 円(5, 217. 3 円)					

	区分		本取扱いの適用
	1	ＬＴＥサービスの利用の一時休止又はＬＴＥ契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。
	2	ＬＴＥシングル以外へのＬＴＥサービスの種類の変更又はＬＴＥダブル定額 f o r T a b 以外への料金種別の変更若しくは選択があったとき。	そのＬＴＥサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日若しくは選択日の前日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。
	カ　ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する上限定額料の日割りをを行います。		
	区分	起算日	
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日）		
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日）		
(10)	総量速度規制データ量の増減適用に係る取扱い（データギフト）	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）(13)の規定について、イの柱書、（ア）及び（ウ）をそれぞれ下欄のアの柱書、（ア）及び（ウ）に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。	
	読み替える規定	ア　料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）(13)のアの規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、データ量の増減適用を受けることができません。 （ア）　ＬＴＥデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）、特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ－ⅰ）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／Ⅴ－ⅱ）の適用を受けていないとき（基本使用料の料金種別がジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（Ⅴ）又はシニアプラン（Ⅴ）であるときを除きます。）。 （ウ）　ＬＴＥシングルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるものであるとき。	
		基本使用料の料金種別	
		タブレットシェアプラン　４Ｇ、タブレットプラン３　４Ｇ、タブレットプラン５０　４Ｇ、タブレットプランライト　４Ｇ、タブレットプラン２０、タブレットデータシェアプラン、ＬＴＥフラット f o r D A T A、ＬＴＥダブル定額 f o r T a b 又はW i M A X ２＋フラットプラン	
(11)	長期利用を条件	料金表第１表第３（データ通信料）１（適用）(15)の規定について、アの（ア）の②及び（イ）の②をそれぞれ下欄のア及びイに読み替えるものと	

とするデータ量の増量適用（長期優待データギフト）	し、その他については同項の規定のとおりとします。									
	読み替える規定	ア 基本使用料の料金種別が、ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）又はシニアプラン（V）であるもの。								
		イ その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い（データ定額2、データ定額3、データ定額2（V）、データ定額3（V）又は特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - i）若しくは特定データ通信定額制Ⅱ（ケータイ／V - ii）のデータ定額2（ケータイ／V）若しくはデータ定額3（ケータイ／V）に限ります。）を受けている場合又は次表の左欄に定める基本使用料のジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、ジュニアスマートフォンプラン（V）若しくはシニアプラン（V）である場合								
		<table><tr><th>L T Eサービスの利用月数</th><th>加算データ量</th></tr><tr><td>48 か月を超え 84 か月以内の場合</td><td>536, 870, 912 バイト (0.5 ギガバイト)</td></tr><tr><td>84 か月を超え 120 か月以内の場合</td><td>805, 306, 368 バイト (0.75 ギガバイト)</td></tr><tr><td>120 か月を超える場合</td><td>1, 073, 741, 824 バイト (1 ギガバイト)</td></tr></table>	L T Eサービスの利用月数	加算データ量	48 か月を超え 84 か月以内の場合	536, 870, 912 バイト (0.5 ギガバイト)	84 か月を超え 120 か月以内の場合	805, 306, 368 バイト (0.75 ギガバイト)	120 か月を超える場合	1, 073, 741, 824 バイト (1 ギガバイト)
		L T Eサービスの利用月数	加算データ量							
48 か月を超え 84 か月以内の場合	536, 870, 912 バイト (0.5 ギガバイト)									
84 か月を超え 120 か月以内の場合	805, 306, 368 バイト (0.75 ギガバイト)									
120 か月を超える場合	1, 073, 741, 824 バイト (1 ギガバイト)									

2 料金額

2-1 LTEデュアルに係るもの

(1) (2)以外のもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.6 円(税込額 0.66 円)

(2) 基本使用料の料金種別がカケホ（CP）のもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.1 円(税込額 0.11 円)

2-2 LTEシングルに係るもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.6 円(税込額 0.66 円)

第4 オプション機能

1 適用

オプション機能の適用については、別表1（オプション機能）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用			
(1) L T E N E T 機 能	別表1（オプション機能）15 欄に規定するL T E N E T機能について、同欄の備考(6)の(エ)を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同欄の規定のとおりとします。		
	読 み 替 え る 規 定	ア 次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの	
		基本使用料の料金種別	
		ジュニアスマートフォンプラン、シニアプラン、L T Eフラット f o r T a b、L T Eフラット f o r D A T A (m)、タブレットプラン d s、L T Eフラット f o r D A T A (m) d s 又はL T Eフラット f o r T a b d s	